

第1章

事例集に寄せる願い

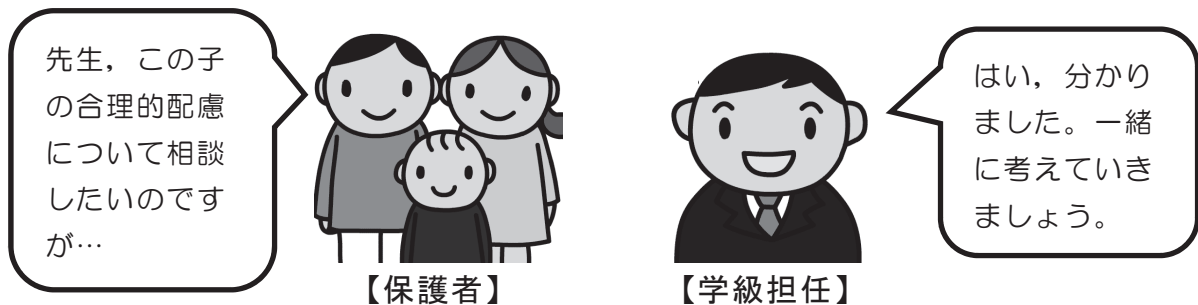
第1章 事例集に寄せる願い

1 合意形成にむけた第一歩

「先生、うちの子に『合理的配慮』として、〇〇してほしいのですが…」ある日、保護者からこう相談されたら、どう答えますか。「えっ、『合理的配慮』ですか…。えっと～…。(言葉は聞いたことがある。研修も受けた。でも、いざ実施するとなると何をすればよいのだろう?)」と、戸惑うこともあるのではないのでしょうか。

一方で、相談をしてきた保護者の気持ちはどうでしょう。「こんなことを聞いたら迷惑と思われるかも…。でも、もしかしたら毎日困っているわが子のために、よりよい配慮と一緒に考えてもらえるかも」と、不安と期待を抱え、切羽詰まった思いで声をかけてきたのかもしれませんが。もしもそうだとしたら、その時の教師の対応が、その後の学校と家庭との連携に大きな影響を及ぼすことが想像されます。

保護者の相談に対して教師が、「はい、分かりました。どのような配慮ができるか、一緒に考えていきましょう」と、笑顔で応えられること。これは、本人、保護者、教師が互いに納得した上で(合意形成)、その子にとって必要な「合理的配慮」を実施するための第一歩になると思います。長野県のすべての学校で、「合理的配慮」の相談が当たり前に行われるようになって、配慮の必要な子ども、保護者、教師、みんなが笑顔になれるように…。この事例集にはそんな願いが込められています。



2 障害者差別解消法と、期待される教師の主体性

平成28年4月1日、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法 以下、法)が施行されました。法の概要は以下の通りです。

【法の目的】

- 全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現すること

【法に定められている公立学校の法的義務】

- 差別的取り扱いの禁止
- 合理的配慮の不提供の禁止

【法の対象者】 身体障害，知的障害，精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって，障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。～中略～いわゆる障害者手帳の所持者に限られない。

【教育現場における「合理的配慮」】

- 障害のある子供が，他の子供と平等に「教育を受ける権利」を享有・公使することを確保するために，学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと
- 障害のある子供に対し，その状況に応じて，学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの
- 障害のある子供に対して，個別に必要とされるものであり，かつ，学校の設置者及び学校に対して，体制面，財政面において，均衡を失した又は過度の負担を課さないもの

この法の対象となる子どもは，どの教室にもいると考えられます。つまり，すべての教師は，この法の意味を理解し，その子に必要な「合理的配慮」を提供するための力量を向上させていく必要が法的にもあるのです。このように「法的義務を負う」と言われると，「新たな負担だけど仕方ないなあ…」と，受身的になってしまいがちです。

しかし，内閣府が発表した法の基本方針（以下囲み）を読むと，法が制定されたねらいが，むしろ逆であることが分かります。

【障害者差別解消法の基本方針】

法に規定された合理的配慮の提供に当たる行為は，既に社会の様々な場面において日常的に実践されているものもあり，こうした取組を広く社会に示すことにより，国民一人ひとりの，障害に関する正しい知識の取得や理解が深まり，障害者との建設的対話による相互理解が促進され，取組の裾野が一層広がることを期待するものである。

平成27年2月24日閣議決定（障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針 第1の2の(1)より）

この文章を教育現場に置き換えてみます。「既に…日常的に実践されている」とあるように，「合理的配慮」は，これまでに誰もやったことのない新しい指導法や教材が必要なわけではありません。これまでも県内各地の学校において，「合理的配慮」は提供されてきました。この法が求めているのは，それらの取り組みの広がりです。学級担任同士・学校同士が，既に行っている互いの取り組みを知り，それを参考に自分のクラスの子どもたちに合った新たな配慮を考え取り組んでいく。教師の主体性が重要です。

3 事例を参考に

学校現場における「合理的配慮」は、その子の障がい名で決まるものではありません。それは個別的なものであり、子どもによって違います。だから、「〇〇さんの『合理的配慮』」は、〇〇さんのことをよく知っている学校が考えるのです。また、実際に〇〇さんと関わるのは学級担任が中心になりますが、「合理的配慮」の検討は、学校長のリーダーシップの下、学校体制で行うことが大切です。

しかし、そう言われても、もし学級担任や学校長をはじめとする校内の教員が、「合理的配慮」について考えた経験がなければ、イメージがしにくく主体的に取り組むことは難しいかもしれません。また、仮に実践したことのある教員がいたとしても、子どもが異れば「合理的配慮」は異なるのですから、その子に応じた配慮のヒントが見つからないこともあると思います。この事例集は、そのような学校現場の教員が、「合理的配慮」についての理解を深めたり、実際に「合理的配慮」を検討したりする際に参考にしてもらいたいと考えて作成しました。

第2章の1と2では、法のキーワードである「合理的配慮」について解説してあります。第3章では、9の事例（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校との交流等）を紹介しています。特別な配慮が必要な子どもが、適切な配慮により、みんなとともに学び育っていった記録です。「合理的配慮」をどのように決め出して実践していったのが丁寧に記述されています。どの事例も決して最初から順風満帆だったわけではではありません。教師の迷いや試行錯誤の様子もそのまま書かれています。第4章では、「基礎的環境整備」について8つの視点からまとめてあります。第5章では、「合理的配慮」を行う際のポイントを場面ごとに分けてまとめました。

本事例集は、個人で読むことはもちろん、校内研修会や様々な教育関連の研修会で扱うなど工夫して活用してください。以下にその活用例を示します。

■合理的配慮に関する校内研修での活用例

- ① 2章1, 2を読み合わせ
- ② 疑問点や参考になった点に印
- ③ 意見交換

■学びの場の相談における活用例

- ① 関係者（保護者・教育委員会・学校等）で同じ学校種の事例を選んで読み合わせ
- ② その子の実態に応じた配慮を考えその合理性を協議

■学校や自治体が人的配置や制度上の工夫を考える際の活用例

- ① 関係者で第4章の読み合わせ
- ② 各自が自分たちにできそうな点に印
- ③ 意見交換

■学年会で子どもの配慮について考える際の活用例

- ① 配慮を考える子どもをみんなでイメージしながら、第5章「ワンポイント配慮」を見て、参考にできそうなページを選択
- ② ワンポイントを参考に、自分たちにできそうな具体的配慮を協議

4 私たちの願い

教育現場における「合理的配慮」の検討に当たっては、保護者からの申請を待つのではなく、「特別な支援を必要とする子どもとその保護者に対して、適切と思われる配慮を提案するための建設的対話の働き掛けをすること」が重要です。例えば、教師が保護者に、「お母さん、Aさんは今日の学習で〇〇が難しそうでしたけど、このような配慮をしたら、自分からどんどん活動していましたよ。」と、その子の主体的な取り組みとそのときに有効だった配慮を伝えていくこともその具体の一つだと考えます。日常的にそんな働き掛けができていたら、「先生、うちの子の『合理的配慮』を…」と保護者から求めなくてすむのかもしれませんが。代わりに、「合理的配慮」という言葉を知った保護者が、「先生、この子にとっての『合理的配慮』って、先生がいつもしてくれていることですよ」と、伝えてくれるかもしれません。

この法の名前は、「差別禁止法」ではなく、「差別解消法」です。そこには、「すぐには変わらないかもしれないけれど、この法制定をきっかけに、地域社会で障がい者理解が進み、様々な社会的障壁が取り除かれることによって、差別が『解消』され、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の共生社会を一步ずつ確実に築いていきたい」というメッセージが込められています。これから、5年、10年、20年と、それぞれの学級や学校において、「合理的配慮」に関する取り組みが広がっていき、結果として長野県すべての学校において「合理的配慮」の質が向上し続けることにより、すべての子どもが力を発揮し「分かった」「できた」と、生き生きと学ぶことを願っています。

